

# 第1章

## 総論

## 1 産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況

(1) 死亡者数及び休業4日以上之死傷者数（過去5年間）

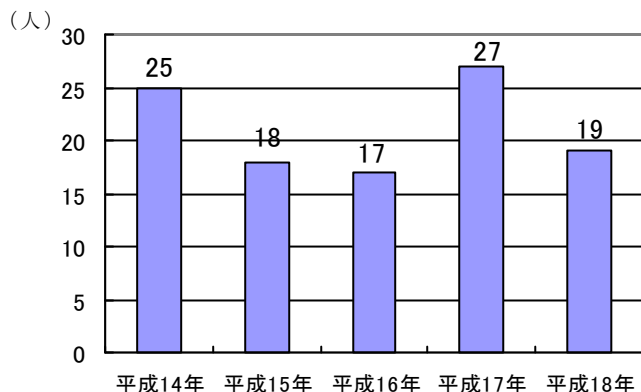


図1-1 死亡者数

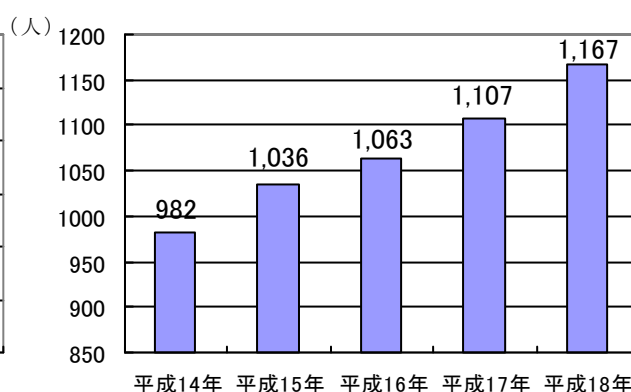


図1-2 休業4日以上之死傷者数  
(資料出所：厚生労働省調べ ※1, 2)

(2) 【事故の型別】死傷災害発生状況（平成18年）

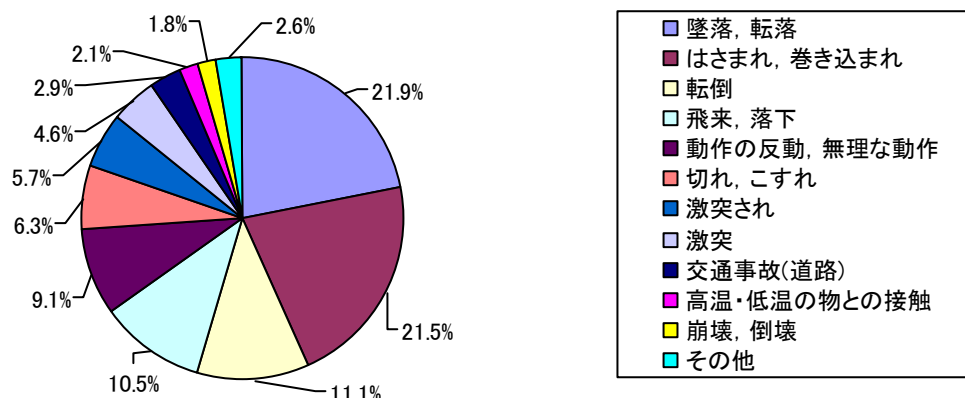


図1-3 【事故の型別】死傷災害発生状況 (資料出所：厚生労働省調べ ※2)

(3) 【起因物別】死傷災害発生状況（平成18年）

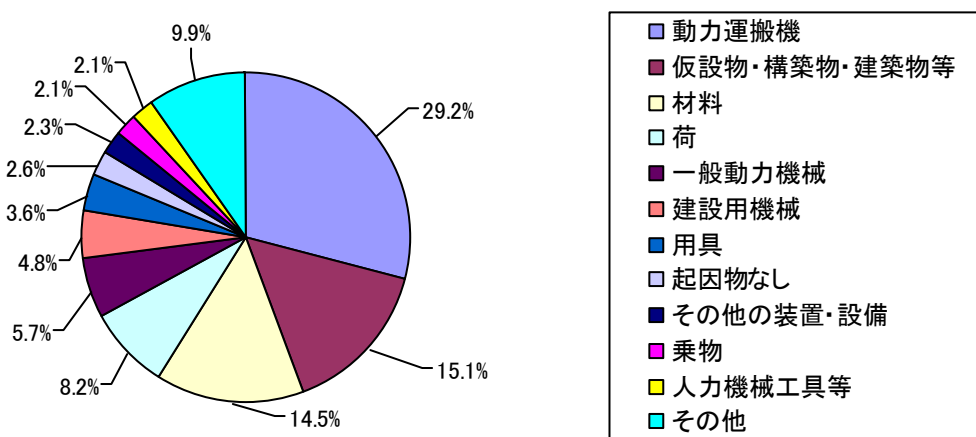


図1-4 【起因物別】死傷災害発生状況 (資料出所：厚生労働省調べ ※2)

(4) 【起因物・事故の型】死傷災害発生状況のトップ5 (平成18年)

表1-1 【起因物・事故の型】死傷災害発生状況のトップ5

起因物(小分類)	事故の型	被災者件数(人)
トラック	墜落、転落	111
トラック	はさまれ、巻き込まれ	47
コンベア	はさまれ、巻き込まれ	45
通路	転倒	39
その他の一般動力機械	はさまれ、巻き込まれ	34

(資料出所：厚生労働省調べ ※2)

(5) 【年齢別】死傷災害発生状況 (平成18年)

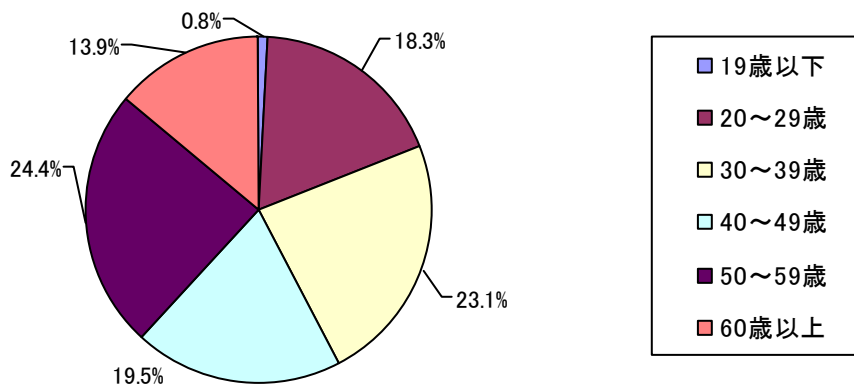


図1-5 【年齢別】死傷災害発生状況

(資料出所：厚生労働省調べ ※2)

(6) 【事業場規模別】死傷災害発生状況 (平成18年)

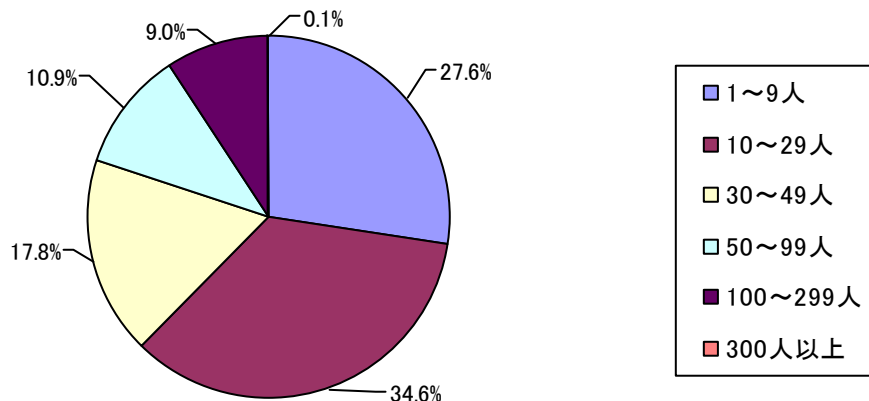


図1-6 【事業場規模別】死傷災害発生状況

(資料出所：厚生労働省調べ ※2)

(7) 【都道府県別】死傷災害発生状況（過去5年間）

表1-2 【都道府県別】死傷災害発生状況

(単位：人)

年 都道府県	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	計
北海道	43	55	50	47	61	256
青森	11	12	7	11	6	47
岩手	13	20	15	17	19	84
宮城	14	15	12	14	11	66
秋田	5	5	7	9	6	32
山形	12	13	17	17	26	85
福島	16	17	22	12	18	85
茨城	12	16	13	25	15	81
栃木	21	19	11	8	8	67
群馬	29	33	28	25	32	147
埼玉	91	76	82	81	77	407
千葉	35	47	59	40	53	234
東京	67	70	81	74	89	381
神奈川	79	74	76	102	121	452
新潟	23	24	24	21	23	115
富山	12	8	6	6	9	41
石川	3	7	8	8	7	33
福井	8	5	9	5	4	31
山梨	5	10	11	6	3	35
長野	22	37	31	24	37	151
岐阜	13	19	19	20	15	86
静岡	46	46	48	52	52	244
愛知	53	65	57	58	65	298
三重	14	15	20	17	18	84
滋賀	15	5	10	8	10	48
京都	15	8	14	13	17	67
大阪	39	45	44	59	34	221
兵庫	26	34	26	33	43	162
奈良	7	8	3	10	8	36
和歌山	3	13	12	15	11	54
鳥取	1	6	1	9	5	22
島根	12	11	9	4	6	42
岡山	10	18	10	12	21	71
広島	39	30	41	40	49	199
山口	9	12	10	12	10	53
徳島	10	4	12	7	4	37
香川	15	12	14	18	10	69
愛媛	14	12	16	10	15	67
高知	6	8	5	11	7	37
福岡	40	35	35	44	54	208
佐賀	11	7	13	20	10	61
長崎	20	26	20	28	22	116
熊本	14	5	10	15	10	54
大分	17	11	21	15	15	79
宮崎	4	10	10	9	8	41
鹿児島	7	8	11	15	18	59
沖縄	1	0	3	1	5	10

(資料出所：厚生労働省調べ ※2)

※1 「死亡災害報告」  
 ※2 「労働者死傷病報告」

(8) 度数率

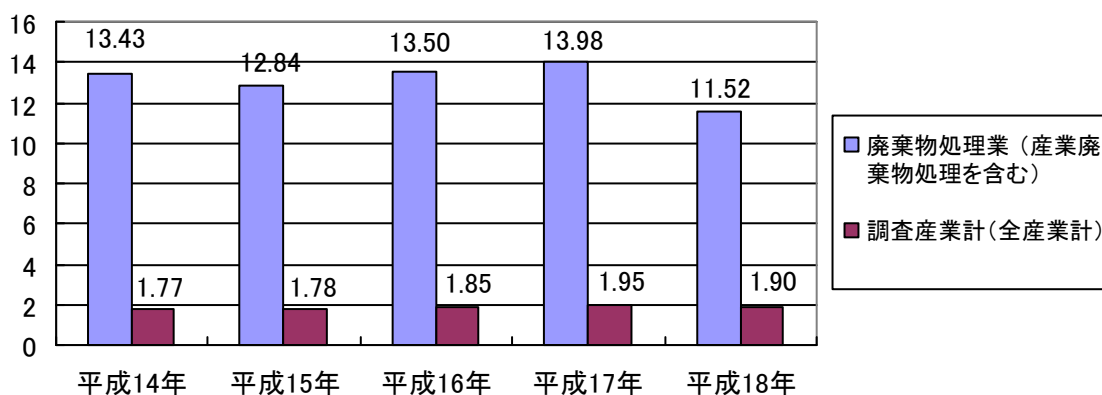


図1-7 度数率 (資料出所：労働災害動向調査)

度数率： 100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$$

度数率「1.0」で、概ね従業員500人の事業場で、年間1件の災害  
 (延べ労働時間数 = 8時間 × 250日 × 500人 = 100万時間)  
 よって、産業廃棄物処理業の数値が、全産業の平均よりもずば抜けて大きく、年間多くの方が労働災害により死傷していることがわかります。

(9) 強度率

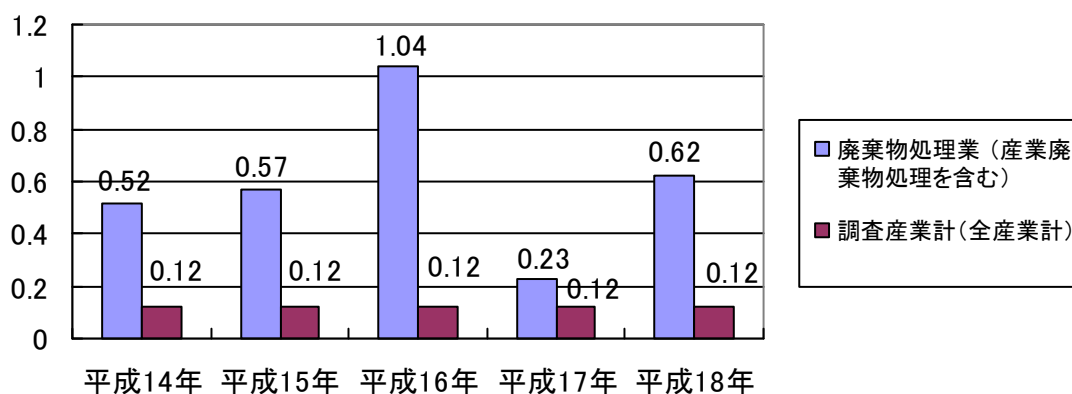


図1-8 強度率 (資料出所：労働災害動向調査)

強度率： 1,000延実労働時間当たりの延労働損失日数

$$\text{強度率} = \frac{\text{延労働損失日数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000$$

## 2 労働安全衛生法について

### (1) 安全衛生に関する法律

労働者の安全衛生に関する法律には、労働安全衛生法をはじめいくつかの法律があります。特に労働安全衛生法には、労働災害防止のために守らなければならない事項が規定されています。法律の施行に伴う具体的な事項については、政令や省令、告示等で示されています。

安全衛生に関する法体系図は次の図1-9のとおりです。

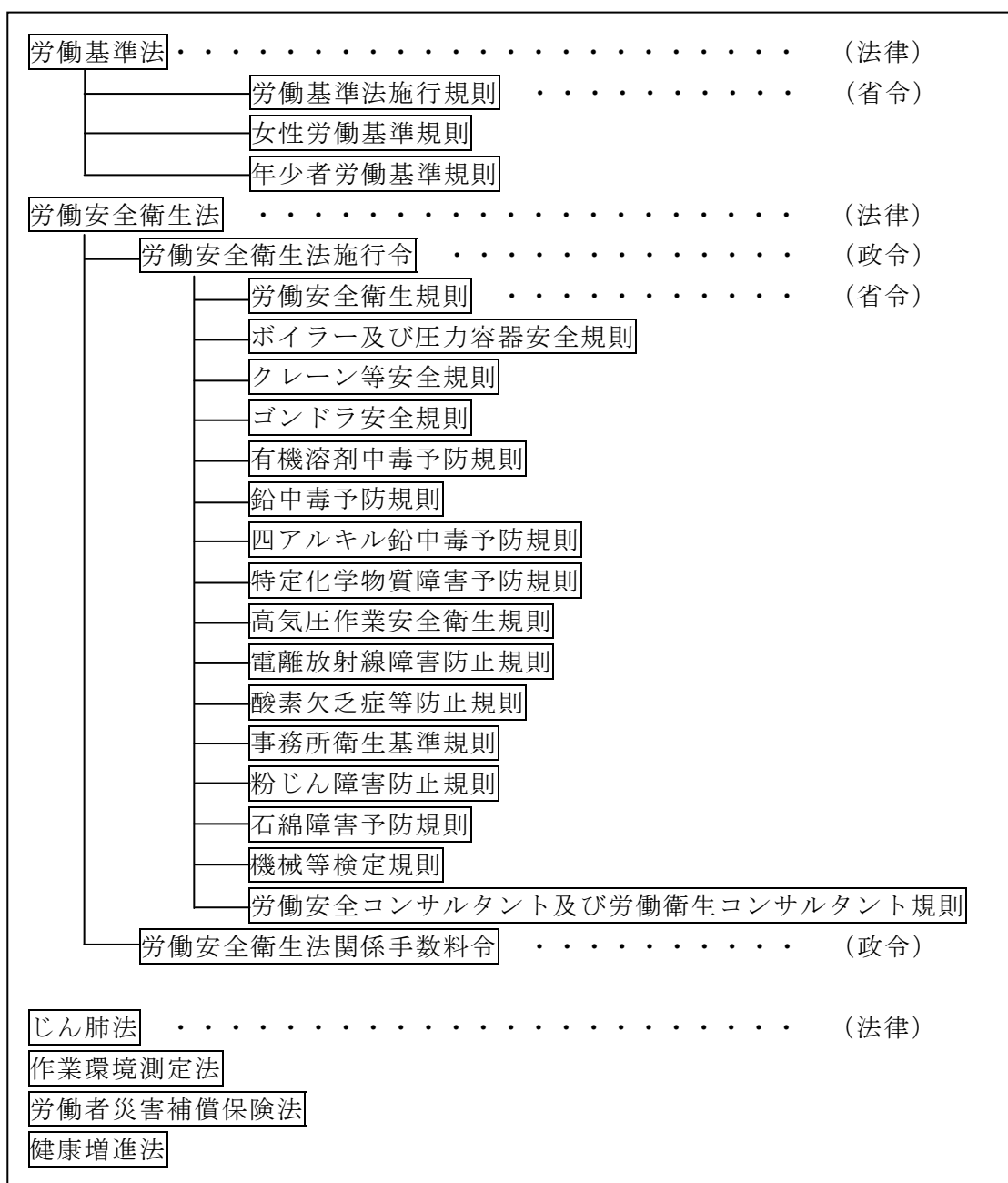


図1-9 安全衛生に関する法体系図

- 法律：** 国会両院の議決で成立します。なお、法律案について参議院が衆議院と異なった議決をしたときは、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば法律となります。法律は、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇がこれを公布します。
- 政令：** 憲法及び法律の規定を実施するために内閣が制定する法令で、閣議によって決定し、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とし、天皇が公布します。
- 省令：** 各省大臣が、主任の行政事務について、法律若しくは政令の特別の委任に基づいて発する法令です。厚生労働大臣が定めるものを厚生労働省令といいます。省令は、主に「〇〇〇規則」という法令名となっています。
- 告示：** 公の機関が法令に基づいて指定、決定等の処分その他の事項を一般に公に知らせる行為又はその行為の形式の一種で、法令としての性格をもつこととなります。
- 通達：** 各大臣、各委員会及び各庁の長が、その所掌事務について、所管の諸機関や職員に示達する形式の一つで、執務上依拠しなければならない法令の解釈や運用方針等を内容としています。

## (2) 労働安全衛生法

労働者の安全と健康を確保するための安全衛生対策等については、従前は労働基準法（昭和22年法律第49号）の中で定められていました。しかし、昭和30～40年代になると、急激に変化する産業社会の実態に災害防止対策が即応できないこと等から、労働基準法の「安全及び衛生」の部分の中核に、労働災害防止団体等に関する法律の「労働災害防止計画」及び「特別規制」を統合したものを母体とし、新たに規制事項や国の援助措置等の規定を加え、安全衛生に係る法制の充実強化を図るため、労働安全衛生法が制定されました（昭和47年法律第57号）。

この法律の目的は、第1条に示されていますが、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています。

## (3) 労働災害の発生

労働安全衛生法第2条で、『労働災害とは労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。』と定義しています。

さらに、労働災害は職場に潜む種々の危険有害因子によって引き起こされますが、墜落や巻き込まれなどによる負傷や死亡災害など、作業者が危険と出会った時点で瞬間的に発生するものと、粉じんの吸入によるじん肺など一定の時間的な経過をたどって発生するものがあります。

例えば、労働衛生面からみた労働災害の発生のタイプには表1-3のようなものがあります。急性障害はその場で短時間のうちに発症するもので、慢性障害はばく露から発症まで長時間を要するものです。

表1-3 労働衛生面からみた労働災害の発生タイプ

発生タイプ	主な原因	主な事例
急性障害	有害化学物質等  有害エネルギー  その他	CO中毒、硫化水素中毒、アレルギー、急性有機溶剤中毒、酸素欠乏症、等 急性放射線障害、災害性腰痛、熱中症、紫外線性角膜炎、等 病原体によるもの、生物毒等
慢性障害	有害化学物質等  有害エネルギー  その他	有機溶剤中毒（急性中毒のほか、有機溶剤による神経障害、肝臓障害、腎臓障害等を含む）、特定化学物質による中毒、鉛中毒、じん肺、職業がん、等 騒音性難聴、振動障害、疲労性腰痛、赤外線性白内障、晩発性放射線障害、等 病原体によるもの等
作業関連疾患	基礎疾患のコントロール悪化 身体的・心理的ストレス等	高血圧、糖尿病等 脳血管疾患、虚血性心疾患、不整脈、頸肩腕症候群、不眠症、抑うつ状態、等



### 3 事業場の安全衛生管理体制について

労働安全衛生法では、労働災害を防ぎ、事業者の自主的な安全衛生活動を確保するため、図1-10のような安全衛生管理体制を整備することが義務づけられています。

安全衛生管理体制は、事業場の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

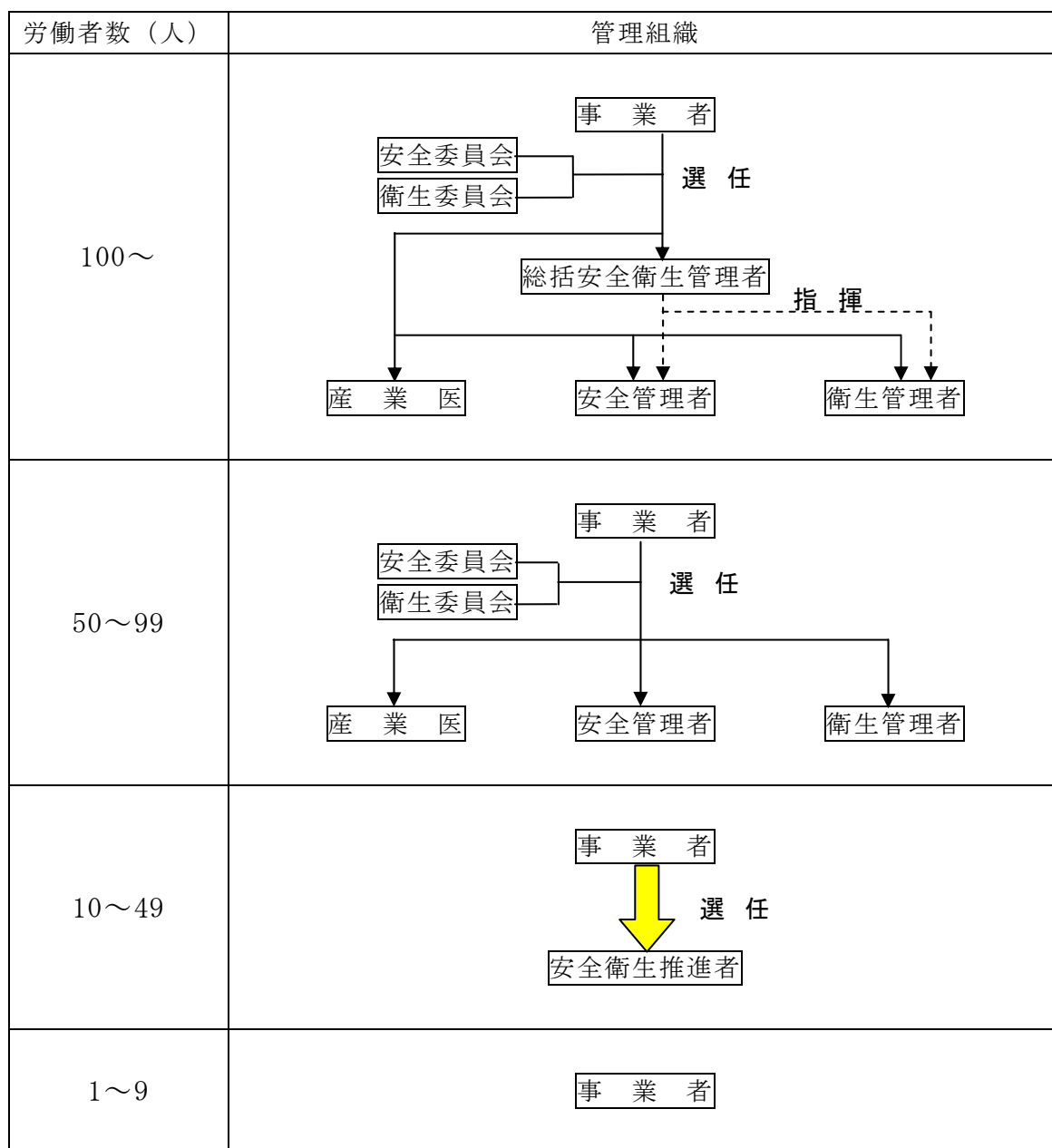


図1-10 事業場規模別安全衛生管理体制

**事業者：** 法人であれば当該法人、個人企業であれば事業経営者を指し、法人である会社自体が労働安全衛生法の定める措置を講じる責任を負わされます。

**総括安全衛生管理者：** 労働安全衛生法上、常時 100 人以上の労働者を使用する産業廃棄物処理業を含む清掃業の事業場で、事業全体の責任者から選任し、事業場全体の安全衛生管理を統括したり、安全管理者、衛生管理者を指揮する者です。

**安全管理者：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任が義務づけられています。安全管理者に選任されるには、一定の資格（労働安全衛生法第 11 条第 1 項、規則第 5 条）が必要です。安全管理者は、総括安全管理者又は事業者を補佐する者で、安全管理業務のうち、技術的事項を担当する者として位置づけられています。

**衛生管理者：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任が義務づけられています。衛生管理者には、一定の資格（労働安全衛生法第 12 条第 1 項、規則第 10 条）が必要です。衛生管理者は、総括安全管理者又は事業者を補佐する者で、衛生管理業務のうち、技術的事項を担当する者として位置づけられています。

**産業医：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で、資格者（医師で一定の研修修了者等）からの選任が義務づけられています。産業医は、労働者の健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等労働者の健康管理を行うこととしています。

**安全衛生推進者：** 労働安全衛生法上、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場で、資格者（一定の学歴と実務経験等）からの選任が義務づけられています。

**安全委員会：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、危険防止の基本対策等を審議し労働者の意見を聴く場として安全委員会の設置が義務づけられています。

**衛生委員会：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、健康障害防止の基本対策等を審議し労働者の意見を聴く場として衛生委員会の設置が義務づけられています。

#### 4 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至るプロセス

「労働者（人）」が何らかの作業を行うときには、必ず危険性や有害性のある状況におかれますが、この状況から労働災害（健康障害を含む）に至るプロセスは図1-11に示したとおりです。すなわち、「労働者」が「危険性又は有害性」と接することによりリスクが発生し、その時、「安全衛生対策の不備」があると「労働災害」へつながります。

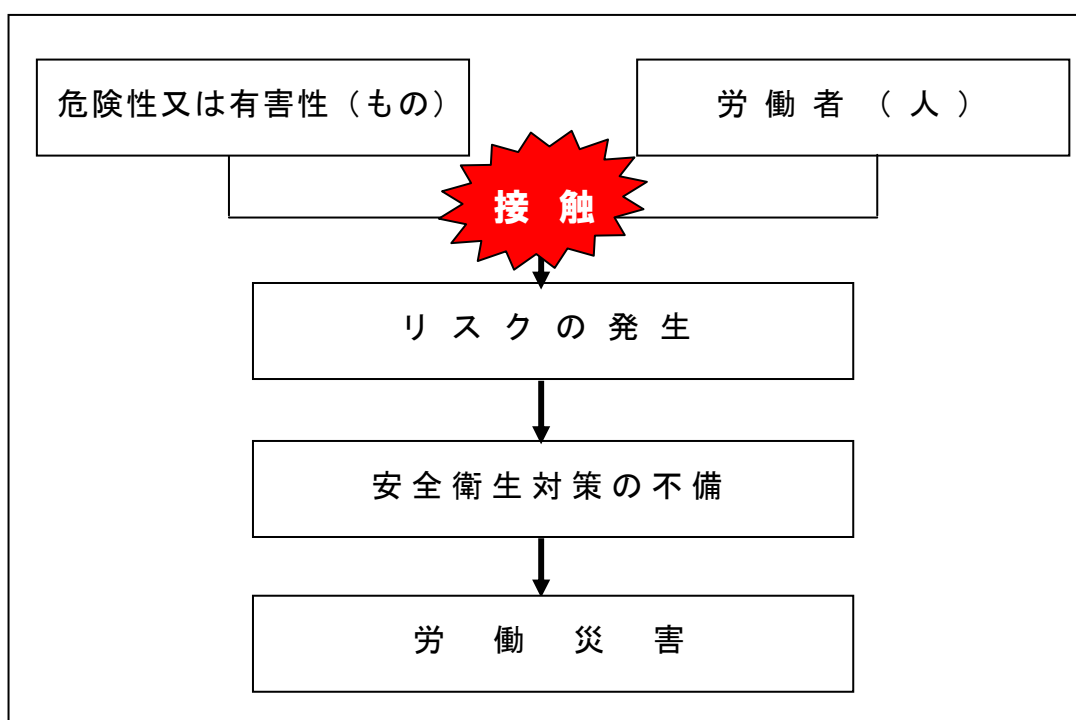


図1-11 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至るプロセス

労働災害を発生させないためには、「危険性又は有害性（もの）」を除去または低減するか、または「労働者（人）」と「危険性又は有害性（もの）」との接触を断つか、あるいは十分な安全衛生対策を備えることが必要です。

このように「危険性又は有害性から労働災害発生に至るプロセス」を考えることにより、リスクアセスメントを有効に進めることができます。

## 5 労働災害の発生と企業の責任について

企業は、事業活動目的に従い従業員を雇用し、これを組織・管理してその目的に沿って統合して運営する法的存在です。

そこで、法律上においても企業は、雇用する労働者に、機械・装置・設備や器具等の物的施設等を提供し、あるいは企業の指示のもとに提供された労働者の労務を支配下において業務の遂行をなすものですから、それに伴う企業活動上発生する労働災害の危険から労働者を保護して労務に従事させねばならないという義務を負っています。企業が負う安全衛生上の法的な責任は、次の表1-4のとおり4つあります。

表1-4 事業者の法律上の安全衛生管理責任

(1) 予防責任	安全配慮義務	使用者の支配管理下にある物的、人的な労働災害発生からの防止責任→民事責任
	労働安全衛生法上の予防義務	労働災害防止のためにあらかじめ定められた法令による事業者の災害防止措置責任→刑事責任・行政指導
(2) 補償責任	労働基準法	業務災害についての災害補償責任→無過失責任
	労災保険法	上記使用者の補償義務を国による強制保険で実施
(3) 賠償責任	当該事故について使用者に安全衛生管理上の違反（過失・不注意・不備－有責性）があったときに負う損害賠償責任→民事責任	
(4) 死傷責任	刑法上の業務上過失致死傷罪	使用者が業務上必要とされる安全衛生上の注意を怠って労働者に死傷を発生させた場合→刑事責任



図1-12 労働災害に問われる企業の責任

特に(1)の予防責任について説明すると、企業はその支配下にある労働者に対し、労働災害を発生させないように事前に予防措置を講じて保護する義務を負います。判例上も、「通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する施設、器具等を用いて労務の提供を行うものであることから、使用者は設置する場所、設備若しくは器具等を労働者が使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務である『安全配慮義務』を負っているものと解する（昭和59年4月10日最高裁3小判決、川義事件）」と判断されています。

この企業の安全配慮義務は、労働災害の「危険発見」と「その事前排除（予防）」措置を意味します。労働災害は、物（設備、建設物等）と人（作業員・運転者等）との関係において起こる事故ですから、当然のことながら災害ポテンシャル（原因）も物の側と人の側の両方にあります。この双方の「災害を起こす可能性」すなわち、「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策（災害発生の結果の予防）を講ずることがその内容として使用者の義務とされています。これは民法上の労働契約等に基づく使用者の債務とされており、この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。ただし、この義務は社会通念上の防止手段を尽くす義務とされ、労働災害の防止手段が尽くされていればたとえ災害の結果が発生しても責任は免れます。これは無過失責任の災害補償義務とは異なります。「安全衛生管理上の義務違反がなければ責任なし」といわれています。

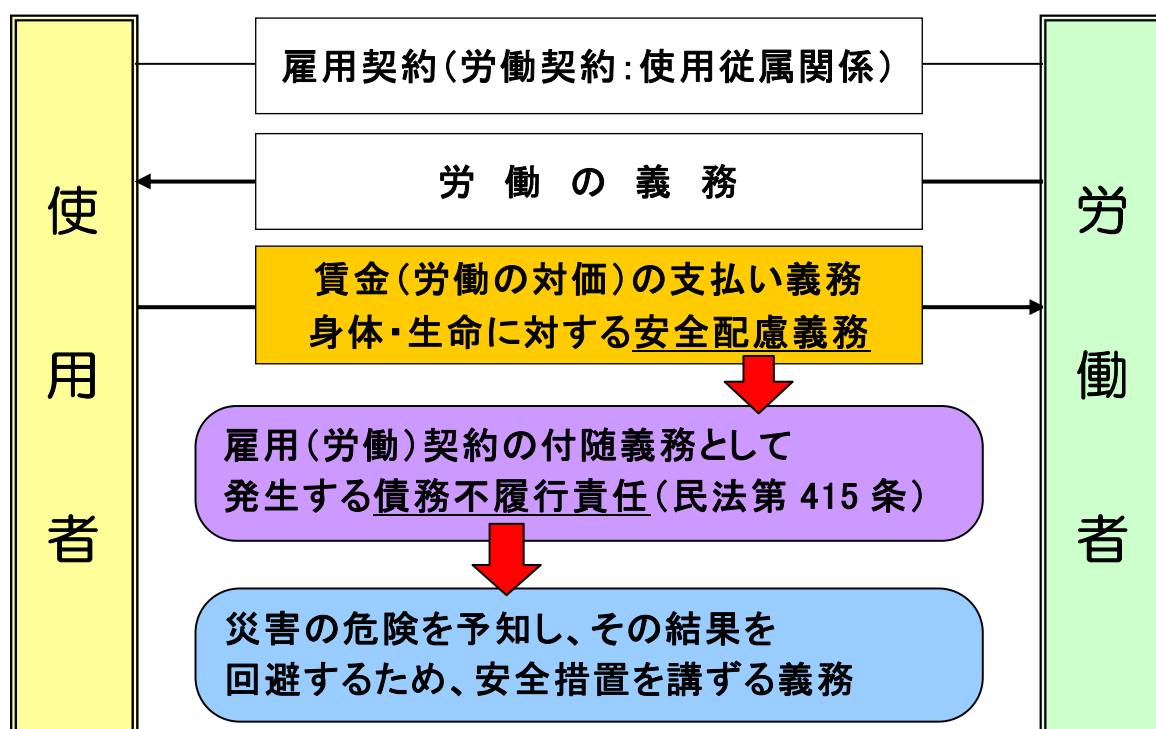


図1-13 安全配慮義務

予防責任の体系としては、さらに労働安全衛生法上の「事業者責任」が定められています。労働安全衛生法は、前述のような企業の安全配慮義務という基本的な責任を前提にして、労働災害防止のため、各種の事前予防のための安全衛生管理措置を定め、これを罰則をもって企業に遵守を強制しているものです。

同法に定める安全衛生管理を行うべき主体は、同法では「事業者」と規定しています。一般に労働安全衛生法違反で、事業者が送検されるのは重大な労働災害を発生させたからだと思われていますが、それは誤解です。労働安全衛生法は労働災害の予防法であり、事前に災害を発生させないように防止措置を尽くすことを義務づけているものであり、災害発生という結果を問いません。安全装置が不備のプレス機を用いて作業させたり、墜落防止措置を講じないで高さ2メートル以上の箇所で作業させたりすること自体が、同法では違反なのです。同法は、労働者保護法であり、行政取締法としての事前予防法で事業者に事前の措置を強制しているのです。

また、労働災害が発生した場合、事業者は次のような責任が問われることがあります。

### (1) 「刑事責任」

労働安全衛生法は、事業者に対し労働災害防止措置を義務づけています。労働災害の発生の有無を問わず、これを怠ると刑事責任が課せられます。

また、業務上労働者の生命、身体、健康に対する危険防止の注意義務を怠って、労働者を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪（刑法第211条）が問われることとなります。

<p><b>業務上：</b> 労働者が負傷、疾病若しくはこれらの要因による障害又は死亡したことが業務との間に一定の因果関係（相当因果関係）があること。</p>
---

### (2) 「民事上の損害賠償責任」

被災労働者又は遺族から労働災害で被った損害について、不法行為責任や安全配慮義務違反で損害賠償を請求されることがあります。その請求により労災保険給付が行われた場合、事業者は労災保険給付の価額の限度で損害賠償の責任を免れます。

しかし、労災保険給付では精神的苦痛に対する慰謝料など損害の全てをカバーしていません。労災保険給付の価額を超える損害に関しては、民事上の損害賠償の責任が問われます。

損 害	補 償
治療費 (葬儀費)	療養補償給付 介護補償給付 (葬祭料給付)
逸失利益 (賃金の損失)	休業補償給付 障害補償給付 遺族補償給付 傷病補償年金
慰謝料等 (精神的苦痛) (入・通院期間・後遺症、 死亡者本人、近親者)	〔損害賠償〕
	〔損害賠償〕

}

労災保険給付

}

民事損害賠償  
過失相殺・寄与率  
の減額あり

図1-14 労災保険給付と民事損害賠償額の調整

事業者が民事上の損害賠償の責任が問われる法的根拠は、

- ① 故意・過失により労働災害を生じさせたときの加害者及びその雇用主である使用者の責任となる不法行為責任（民法第709号、第715号）
- ② 労働契約の付随義務として安全配慮義務を尽くして労働者を災害から守らなければならない債務不履行責任（民法第415号）
- ③ 機械設備や製造物の欠陥により労働災害が発生したときのその占有者又は所有者の責任となる工作物責任（民法第717号）
- ④ 自動車や車両系の運搬・建設機械の運行上労働災害が発生させたときの、その車両などの所有者等に生ずる運行供用者責任（自動車損害賠償保障法第3条）等があります。

最近では、②の安全配慮義務違反による損害賠償を認める裁判例が多く見られます。安全配慮義務は、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは完全に履行されたことになりません。労働安全衛生法はあくまでも守るべき最低限のもので、法定基準以外の労働災害発生の危険防止についても、企業は安全配慮義務を負っています。すなわち、労働安全衛生法上の刑事責任を免れることと、民事上の損害賠償責任とは必ずしも一致するものではありません。

### (3) 「災害賠償責任」

労働者が業務上負傷し、又は、疾病にかかった場合、使用者はその過失の有無を問わず、労働基準法第8章の災害補償責任を負いますが、労災保険が支給される場合は免責され、また、その範囲で民事上の損害賠償の責任も免れることとされています（労働基準法第84条）。

## 6 労働安全衛生のリスクアセスメントをはじめよう

### (1) 自主的な安全衛生対策

労働災害防止のために事業者が講ずべき措置義務については、従来から労働安全衛生法により定められています。しかし、これらは過去の災害等を教訓として作られた最低の基準であり、これを守るだけでは、多種多様な作業が行われている職場の安全衛生対策として万全ではありません。

今、個々の事業場の作業の実態や特性を的確にとらえた事業場自らが行う自主的な安全衛生対策が求められています。それでは、具体的に何をしたら良いのか？その答えの一つが『**リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）**』です。

### (2) リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、事業者自らが職場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（災害の程度）とその災害が発生する可能性を組み合わせることでリスクを見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去、低減措置を検討し、その結果を記録する一連の手法です。

事業者は、リスクアセスメント結果に基づき、リスク低減措置を実施することになります。

このように、リスクアセスメントは、労働災害防止のための予防的手段（**先取り型**）であり、従来までの自社で発生した（他社で発生した）労働災害から学び、労働災害発生後に行う事後対策（**後追い型**）とは異なる取り組みです。

### (3) リスクアセスメントの目的

事業者は、職場に潜んでいる危険の源（実際にケガや健康障害が起こったり、作業が中断したり、設備が損傷を受けたり、また、事業場周辺の環境や公衆にまで害が及ぶような要因）をできるだけ取り除き、労働災害が生じない快適な職場にすることが必要です。

### (4) 平成18年に労働安全衛生法が改正

労働安全衛生法の改正により、リスクアセスメントを導入することが、努力義務化されました（第28条の2、平成18年4月1日施行）。法令上の具体的な内容は、次の第2章「1 リスクアセスメントの法的な位置づけ」で紹介します。

またリスクアセスメントは、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）第10条に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定の具体的事項としても位置づけられています。この指針は、前述のようにリスクアセスメントが努力義務化されたこと等に伴い平成18年3月に改正され、更にその普及促進を図っています。両者の関係図については、次頁に示します。



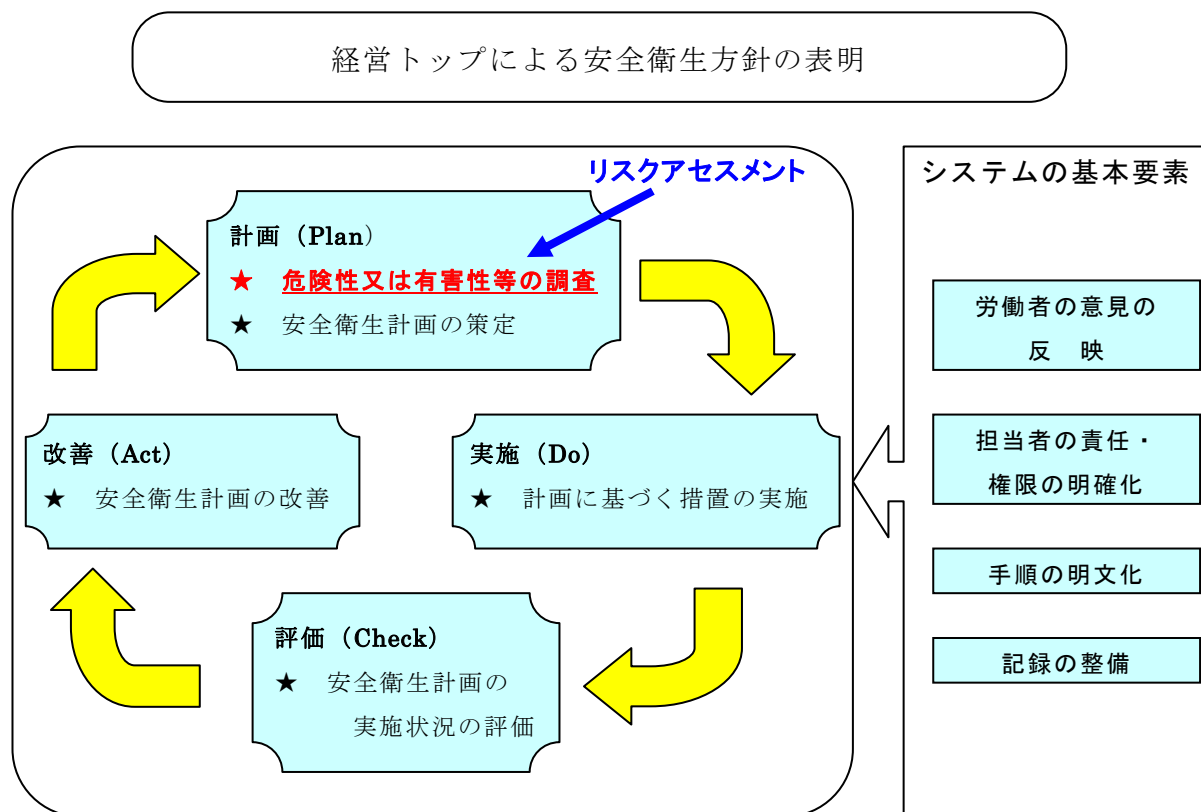


図1-15 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組みとリスクアセスメント

※ 労働安全衛生マネジメントシステムとは

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS：Occupational Safety & Health Management System）とは、事業者が労働者の協力の下に「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」（PDCA）という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業場の労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、事業場における安全衛生水準の向上に役立つことを目的とした新しい安全衛生管理の仕組みのことをいいます。

よく耳にする品質マネジメントシステム QMS（Quality Management System）、環境マネジメントシステム EMS（Environmental Management System）の労働安全衛生版とお考えください。

## 7 これまでの労働安全衛生の取組み

産業廃棄物処理の業界は、業界の成長とともに労働災害も増加傾向にあり労働災害の減少を図るため、(社)全国産業廃棄物連合会ではこれまで、安全衛生活動への取り組みのための基盤を整備し、業界としての安全衛生活動の促進を呼びかけてきました。

ここでは、その経過と併せて今回のリスクアセスメントの導入をどのように位置づけているかについて説明します。

### (1) モデル安全衛生規程

業界として事業場における安全衛生管理体制を構築するための法的遵守事項及び労働災害防止のために実施すべき事項を明確にするため、労働安全衛生法を基本として産業廃棄物処理業界の共通的な事項と個別的な事項について規定し、解説を加えた「モデル安全衛生規程及び解説」を平成15年に作成しました。

この規程は、次のような内容で構成されており、事業場が独自に安全衛生規程を作るための一助となっています。

第1章	総則
第2章	安全衛生管理体制
第3章	安全衛生教育、就業制限等
第4章	作業環境管理等
第5章	健康管理
第6章	安全衛生管理共通基準
第7章	収集運搬作業の安全衛生管理基準
第8章	中間処理作業の安全衛生管理基準
第9章	最終処分作業の安全衛生管理基準

「モデル安全衛生規程及び解説」をご覧になる場合は、厚生労働省のホームページから閲覧・印刷することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0303-1.html>

### (2) 安全衛生チェックリスト

「チェックリストを使うことにより、漏れなく作業場の状況を確認し、モデル安全衛生規程で改善を図り、繰り返しチェックする」という目的で、(1)と同時に作成しました。

このチェックリストを使って事業場の労働安全衛生における実態を把握し、強みと弱みを確認します。そして、次に何をすべきかを検討し、問題のあるものについては(1)のモデル安全衛生規程を参考にして、対策事項を安全衛生管理計画等に反映し、改善に取り組み自主的に安全衛生水準の向上を図るようにします。

「安全衛生チェックリスト」をご覧になる場合は、厚生労働省のホームページから閲覧・印刷することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0303-2.html>

### (3) ヒヤリ・ハット活動

作業者が経験した「ヒヤリとした、ハットした事例」を報告し、事故・災害の未然防止のための活動として推進しています。

ヒヤリ・ハット活動は、現場で働く労働者が自らの手で触り、目で見て、体験した危険を発見して報告することで、管理者は、こうした「危険」が災害の発生に結びつかないように排除するため、直ちに応急措置を行い、その後、速やかに抜本的な安全対策を行なうことによって、未然に災害を予防するものです。

この活動を実施することにより、労働者の危険なものを危険と感じる感受性を磨き、潜んでいる危険や小さな異常を的確に発見できる目を育てることで、安全衛生意識の高揚をさせることができます。

### (4) リスクアセスメントの導入

今回、新たに導入することを勧めているリスクアセスメントは、「6 労働安全衛生のリスクアセスメントをはじめよう」でも述べたように、従来のような労働災害から学び、労働災害発生後の事後対策を行なうのではなく、自主的に職場に潜んでいる危険性又は有害性を見つけ出し、事前の的確な安全衛生対策を行なう先取りの予防的手段です。

しかし、これまでの活動と全く関係ないわけではなく、例えば、調査等の実施対象の選定として(3)ヒヤリ・ハット活動によって報告された「危険な事象が発生した作業」を挙げていますので、これまでに蓄積したヒヤリ・ハットの記録が、情報として有効に活用されます。

また、危険性又は有害性の特定の際には、作業標準、作業手順等を活用して行うこととしており(1)モデル安全衛生規程の第32条で作業手順書を作成すること定めていることから、これに基づき作業手順書を整備している事業場では有効に活用され、更には不備な点を見直すことができます。

これまでの活動を実施していなかった事業場は、リスクアセスメントを実施できないわけではありません。まずは、リスクアセスメントからはじめてみてはいかがでしょうか。もし、更なる安全衛生水準の向上をお考えなら、(1)～(3)の活動を改めて行なうことをご検討ください。

